

南幌きららパークキャンプ場指定管理業務仕様書

南幌きららパークキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は南幌きららパークキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

2 管理運営に関する基本的事項

(1) 施設の性格

本町のシンボルである南幌温泉ハート&ハート（以下「温泉」という。）は、町民の健康維持管理と体力の増進を図る施設であり、町外からも多数利用されている施設です。その施設に隣接する南幌きららパークキャンプ場は、民間事業者の経営努力や創意工夫により、温泉との相互利用をすることで効率的で効果的な運営が期待できるものと考えます。

(2) 指定管理者は、南幌きららパークキャンプ場の管理運営にあたり、この施設の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うものとします。

ア 関係法令及び条例等に基づき、適切な管理運営を行うこと。

イ 地域住民や、利用者ニーズの把握に努め、管理運営に反映させること。

ウ 南幌町個人情報保護条例に基づき、個人情報保護対策を講じること。

エ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるように適正に管理運営を行うこと。

オ 公の施設であることを認識し、公平な管理運営を行うとともに、住民サービスの向上に努めること。

3 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 施設名 | 南幌きららパークキャンプ場 |
| (2) 所在地 | 空知郡南幌町南9線西14・15番地 |
| (3) 開設年度 | 令和8年4月 |
| (4) 建設費 | 約4.2億円（設計委託含む） |
| (5) 面積 | 敷地面積：全体面積 約2ha
都市計画区域：都市計画区域内
用途地域：なし
建築基準法22条地域：指定なし
防火地域：なし
建ぺい率/容積率：建ぺい率60%/容積率100% |

(6) 施設内容

【南幌きららパークキャンプ場】

○管理棟（1棟）

※受付場、炊事場、トイレ、エアコン・ペレットストーブ付き

○キャビン（4棟） ・特注ユニットハウス

※全棟に、ミニキッチン、トイレ、冷蔵庫、電源、エアコン付き

○キャンプサイト（カーサイト付き3区画）

※全区画に電源付き

○キャンプサイト（カーサイト・ドックラン付き1区画）

※全区画に電源付き

○キャンプサイト（区画のみサイト10区画）

※全区画に電源付き

○キャンピングカーサイト（RVパーク12区画）

※全区画に電源付き

○キャンプサイト（区画のみサイト5区画）

※区画のみ、電源無し

○焼肉ハウス（通年用ビニールハウス）

※照明、炊事場

4 開設期間及び利用時間等

開設期間及び休業日並びに利用時間等については、南幌町と指定管理者とで協議を行い決定するものとする。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、管理運営を継続することが妥当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 施設は特に事情のない限り、休業日を除き、常に正常に使用できる状態を維持すること。

イ 施設の適正な運営のため、施設内及び施設周辺の清掃・環境美化並びに設備に関する保守管理を行うこと。

ウ 駐車場の管理（清掃・草刈り・除雪等）を行うこと。（キャンピングカーサイト部分のみ）

なお、管理については温泉指定管理者と協議の上行うこと。

エ 施設や備品等の維持管理（修繕・更新等）に要する経費は、指定管理者が負担す

るものとする。ただし、建築本体及び大規模改修に係る経費については、南幌町と指定管理者において協議を行うものとする。

オ 人件費の支払い。

カ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品購入費の支払い。

キ 光熱水費及び燃料費等の支払い。

(2) 施設の利用許可等に関すること。

施設利用申込みの受付、許可、取消し又は変更等の業務に関すること。

(3) 利用料金の収受に関すること。

(4) 施設の運営に関すること。

ア キャンプ場の営業を行うこと。

イ 施設の利用料金徴収を行うこと。

ウ 自主事業として行うこと。

なお、温泉の指定管理者と連携した事業も行うこと。

(5) 職員等の配置等に関すること。

ア 施設の管理業務を行う責任者を1名配置するほか、必要な人員を置くこと。

なお、その他の職員採用にあたっては、南幌町内に住所を有する者を優先とすること。特別な事情についてはその都度協議する。

イ 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

ただし、業務の一部であって、専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら運営することが困難なもの、又は、運営上特に効果的であると認められるものについては、当該業務を的確に遂行するに足る能力を有する者に委託することができる。

(6) その他

ア 緊急時対策、防犯体制についてマニュアルを作成し職員に指導を行うこと。

イ 衛生管理については、法令を遵守した対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。

ウ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

7 管理運営の経営

施設の管理運営については、指定管理者による独立採算制を基本原則とする。

(1) 指定管理料

南幌町は、指定管理者に、次のとおり指定管理料を支払うものとする。

なお、令和9年度以降は、収支状況に応じて決定する。

令和8年度	指定管理料	200万円上限
-------	-------	---------

(2) 利用料金収入等の取扱い

施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。

指定管理者は施設の利用料金を南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第10条で定める利用料金の範囲内で南幌町の承認を得て定め、収入として收受し、施設の管理運営に係る収支について、責任を負うこと。したがって、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要がある。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理者が定め、指定管理者の収入とすることができる。

(3) 利用料金の減額及び減免について

南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、利用料金を減額し又は減免することができる。

(4) 町事業等への協力に関すること

南幌町及び関係団体等が行う事業などによる施設の利用について協力を行うこと。

(5) 運営状況等の報告

南幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条の規定により、管理に係る業務又は経理の状況に関し、事業年度終了後、30日以内に南幌町に報告すること。ただし、業務状況に関する資料については、四半期毎に提出すること。また、南幌町は必要に応じて施設等の現地調査を行うものとする。

(6) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

8 物品の帰属等

南幌町の所有に属する物品等については、指定管理者に無償で貸与する。ただし、その修理及び更新は指定管理者の負担とする。なお貸与物品は、指定管理業務終了後において、整備点検の上返却すること。

9 引継ぎ

(1) 指定管理者は、その指定期間満了時若しくは指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう必要な資料を提供すること。

(2) 管理運営の引継ぎに伴う経費や利用料金等の経理に関する事項は、指定管理者と前指定管理者において協議の上決定するものとする。

10 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合の措置

南幌町は、指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、その指定を取り消す等の措置をとることができる。この場合、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、南幌町は賠償を負わない。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力、町及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由

により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

(3) 施設の管理運営上のリスク対応

管理運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。

1 1 原状回復

(1) 指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合又は協定を解除された場合、南幌町の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡すものとする。(機能低下があつた場合は機能低下前の状態にすることを含む。)ただし、指定管理者が南幌町の承諾を得て機能向上を行った箇所及び南幌町が特に必要であると認める箇所については、この限りではない。

(2) 指定管理者が指定期間に新たに設置した設備については、現状のまま引き渡すものとする。

1 2 監査

監査委員等が南幌町の事務を監査するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して出席を求め、実地で調査し又は管理運営に関する資料の提出を求めることができる。

1 3 業務を実施するにあたっての注意事項

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成するときは、その内容を南幌町と協議するものとする。

1 4 協議

指定管理者は、本仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、南幌町と協議を行うこととする。